



なお、公務員などの職域加算部



こうして最終的に保険料率が厚

生年金と統一されると同時に、現在ある公務員などの3階部分(職域加算)は廃止されます。被用者であればどこに所属していても、年収などの条件が同じであれば、もらえる年金額は同じとなり(企業年金などがある場合は除く)、格差は解消されることになります。

このように最終的に保険料率が厚生年金と統一されると同時に、現在ある公務員などの3階部分(職域加算)は廃止されます。被用者であればどこに所属していても、年収などの条件が同じであれば、もらえる年金額は同じとなり(企業年金などがある場合は除く)、格差は解消されることになります。



## 年金の不平等を解消 「厚生」と「共済」がひとつに

この被用者年金の三元化とは、厚生年金と共済年金をひとつにまとめるという内容です。2015年10月から実施される見込みで、その後は基本的に、現在の厚生年金制度が存続する形となります。それでは、厚生年金と共済年金をひとつにまとめる必要があったのでしょうか? また、三元化後はどうなるのでしょうか?

### 格差の解消が目的

現在、会社員は厚生年金に、公務員(および私立学校教職員の人)は共済年金に加入しています。2013年2月現在、いずれの年金保険料も労使折半ですが、厚生年金

の保険料率は16・766%、公務員は16・211%、私学教職員は13・646%と、それぞれ異なっています。つまり、厚生年金の加入者である会社員が、この中では最も保険料率が高く、同じ給与水準だとすれば、支払う保険料額が一番高くなるのです。

一方、厚生労働省の資料によれば、男性会社員の平均報酬月額36万円で、年金制度に40年加入したとして、2012年度の価格にあて

はめてみると、左上の図表のように、もらえる年金額は会社員が23万940円、一方、公務員などは25万915円となります。

月額でおよそ2万円の差があり、保険料は会社員の方が高いのに、もらえる年金は公務員などの方が高いという、一見、不平等とも思える結果となっています。そのため、会社員と公務員などの年金格差の是正を図るべく、三元化の導入が進められたわけです。



### 被用者年金の三元化とは?

2012年8月に社会保障と税の一体改革関連法案が成立したこと

で、消費税増税が気になることになりました。その中で、これから年の年金制度を大きく変えていくことになる「被用者年金の三元化」も決まりました。